

【表3】

所得控除の一覧表

令和4年度市・県民税(令和3年分所得税)

		市・県民税控除額()内は所得税控除額		要件	
雑控除	損除	[(損失額-補てん金)-(所得×10%)]又は(災害関連支出-5万円)のいずれか多い方の金額		災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けたとき 【証明書が必要】	
医療費控除	費除	医療費控除はP6をご覧ください		【医療費控除の明細書が必要】 【セルフメディケーション税制の明細書が必要】	
社会保険料控除	料除	健康保険・介護保険・国民年金・厚生年金等の社会保険料の支払金額		令和3年中に支払った金額 【国民年金保険料等は証明書が必要】	
小規模企業共済等	共済等	小規模企業共済の掛金(旧第2種を除く)、心身障害者扶養共済制度の掛金、確定拠出年金法の企業型年金及び個人型年金の加入者掛金		令和3年中に支払った金額 【証明書が必要】	
生命保険料控除	料除	新契約平成24年1月1日以以降締結した契約	~12,000円(20,000円)	支払金額=控除額	新契約のみでの申告、旧契約のみでの申告、新旧契約両方の申告3通り ・新契約のみ 区分毎に計算した控除額【最高28,000円(40,000円)】の合計限度額は70,000円(120,000円) ・旧契約のみ 区分毎に計算した控除額【最高35,000円(50,000円)】の合計限度額は70,000円(100,000円) ・新旧両契約 区分毎に計算した控除額【新旧の控除額合計【最高28,000円(40,000円)】と旧の控除額【最高35,000円(50,000円)】のいずれか大きい金額】の合計限度額は70,000円(120,000円) ◇新契約…平成24年1月1日以降に締結した保険契約(一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除) ◇旧契約…平成23年12月31日以前に締結した保険契約(一般生命保険料控除、個人年金保険料控除) 【証明書が必要】
			12,001円~32,000円(20,001円)(40,000円)	支払保険料×1/2+6,000円(10,000円)	
			32,001円~56,000円(40,001円)(80,000円)	支払保険料×1/4+14,000円(20,000円)	
			56,001円~(80,001円)	一律28,000円(40,000円)	
			合計控除限度額	70,000円(120,000円)	
		旧契約平成23年12月31日以前締結した契約	~15,000円(25,000円)	支払金額=控除額	
			15,001円~40,000円(25,001円)(50,000円)	支払保険料×1/2+7,500円(12,500円)	
			40,001円~70,000円(50,001円)(100,000円)	支払保険料×1/4+17,500円(25,000円)	
			70,001円~(100,001円)	一律35,000円(50,000円)	
			合計控除限度額	70,000円(100,000円)	
地震保険料控除	料除	地震保険	支払金額の1/2の金額(支払金額 全額)	最高25,000円(50,000円)	地震保険又は旧長期損害保険契約に基づいて支払った保険料両方ある場合は、それぞれの控除額の合計額ただし、最高25,000円(50,000円) ◇地震保険契約…住宅や家財など生活資産の地震保険料 ◇旧長期損害保険契約…満期返戻金等のあるもので、保険期間又は共済期間が10年以上のもの(【経過措置】平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については従前の損害保険料控除が適用されます。) 【証明書が必要】
		旧長期損害保険	~5,000円(10,000円)	支払金額=控除額	
			5,001円~15,000円(10,001円)(20,000円)	支払保険料×50%+2,500円=控除額(5,000円)	
			15,001円~(20,001円)	一律10,000円(15,000円)	
障害者控除	者除	26万円(27万円)		障害のある人 ※P14参照 16歳未満(平成18年1月2日以後生まれ)の年少扶養親族も含む	
特別障害者控除	者除	30万円(40万円) かつ同居特別障害者の場合 53万円(75万円)		重度の障害のある人 ※P14参照 16歳未満(平成18年1月2日以後生まれ)の年少扶養親族も含む	
ひとり親控除	親除	30万円(35万円)		その年の12月31日の現況で、婚姻をしていないこと又は配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、次の三つの要件の全てに当てはまる人 ・その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。 ・生計を一にする子(注1)がいること。 ・所得が500万円以下であること。	
寡婦控除	婦除	26万円(27万円)		夫と死別・離婚後婚姻していない人で ◇死別の場合、所得が500万円以下の人 ◇離婚の場合、所得が500万円以下で扶養親族がいる人	
勤労学生控除	学生除	26万円(27万円)		所得が75万円以下の学生で、うち勤労によらない所得が10万円以下の人 【証明書が必要】	
配偶者控除	者除	一般の配偶者 33万円(38万円) ※所得に応じて段階的に減額 老人の配偶者 38万円(48万円) P5をご覧ください	所得が48万円以下の妻又は夫で生計を一にするもの(事業専従者を除く) 老人の配偶者とは、昭和27年1月1日以前に生まれた人		
配偶者特別控除	者特別除	P5をご覧ください		控除を受けようとする人の合計所得金額が1,000万円以下	
扶養控除	養除	一般扶養 33万円(38万円) 特定扶養 45万円(63万円) 老人扶養 38万円(48万円) 同居老親等扶養45万円(58万円) ※16歳未満は対象外となります。	所得が48万円以下の生計を一にする親族(事業専従者を除く) ・一般扶養とは、特定扶養・老人扶養・16歳未満(平成18年1月2日以後生まれ)を除いた人 ・特定扶養とは、平成11年1月2日から平成15年1月1日生まれの人 ・老人扶養とは、昭和27年1月1日以前に生まれた人 ・同居老親とは、老人扶養のうち納税義務者又はその配偶者直系尊属(父母等)で同居(注2)している人		
基礎控除	礎除	合計所得金額 2,400万円以下…43万円(48万円)、2,400万円超 2,450万円以下…29万円(32万円) 2,450万円超 2,500万円以下…15万円(16万円)、2,500万円超…適用ありません			

(注1) 他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっておらず、所得が48万円以下の子

(注2) 老人ホームに入所している親は同居にはなりません、病院に長期入院の場合は同居となります。